

事務連絡
令和4年9月9日

各〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課
外務省中東アフリカ局中東第一課

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員の子女である5歳以上11歳以下の者への新型コロナウイルス感染症ワクチンの3回目接種について

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては、「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）及び「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」）への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年5月17日付け事務連絡）において具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、公益財団法人日本台湾交流協会（台湾日本関係協会の本邦の事務所の場合）又は外務省（駐日パレスチナ常駐総代表部の場合）からそれぞれ台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部に対して、9月9日付けで、別添のとおり、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員の子女である5歳以上11歳以下の者に対する3回目接種に係る接種券の申請等の手続を案内しましたので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、当該者の3回目接種に係る接種券の申請があった際は、本事務連絡に基づき対応いただきますようお願いいたします。なお、接種券の申請に係る手続は、従来と同様に、事務所等の単位で接種希望者を取りまとめ、当該事務所等の所在する市区町村に申請を行うことを原則としています。

(別添)

総代第49号

令和4年9月9日

駐日台北経済文化代表事務所
業務組長 殿

公益財団法人日本台湾交流協会
総務部長

貴事務所等の職員及び家族への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種について

平素より、当協会の各種事業に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、下記のとおり実施することとなったところ、我が国外務省及び厚生労働省からの依頼に基づき、右通知いたしますので、関係部署への周知方宜しくお願いいたします。

記

- 台湾日本関係協会の本邦の事務所（以下「貴事務所等」という。）の職員及びその家族のうち、『特定活動』の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について案内する。
- 3回目のワクチンの接種対象者は、これまで12歳以上の者とされていたが、9月6日以降、5歳以上の者に変更された。
- 貴事務所等の職員及び家族のうち、『特定活動』の在留資格を有する5歳から11歳の子女で、既に初回接種（1回目、2回目）が完了している者に対する追加のワクチン接種（3回目）を希望する場合は、令和3年11月30日付公信総代第38号に記載する手続きに従い、貴事務所等は、組織単位で接種希望者リストを取り纏め、市区町村に接種券の交付を申請することができる。
- なお、5歳から11歳の者に接種するワクチンは、ファイザー社ワクチンである。
- 接種期間は令和5年3月31日まで延長する方向で厚生労働省において調整中である。

写送付先：外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長

(了)

新型コロナワクチン3回目接種の対象年齢の再拡大に関する駐日パレスチナ常駐総代表部向け回章の概要

【本文】

- 3回目接種の対象者は、これまで12歳以上の者とされていたが、今般、9月6日以降5歳以上の者とされることとなった。
- そこで、駐日パレスチナ常駐総代表部職員等の「特定活動」の在留資格を有する者が、当該者の5～11歳の子女であって、同じ「在留資格」を有し、初回接種(1・2回目接種)が完了している者にワクチンを接種させることを希望する場合には、2021年11月30日付け回章に記載する手続に従い、駐日パレスチナ常駐総代表部は、組織単位で接種希望者を取りまとめ、千代田区に接種券の交付を申請することができる。
- なお、5～11歳の者に使用するワクチンは、ファイザー社ワクチンである。
- 接種期間は令和5年3月31日まで延長する方向で厚生労働省において調整中である。
- 令和4年9月9日発出。